

地域建設業経営強化融資制度

本制度利用の流れ



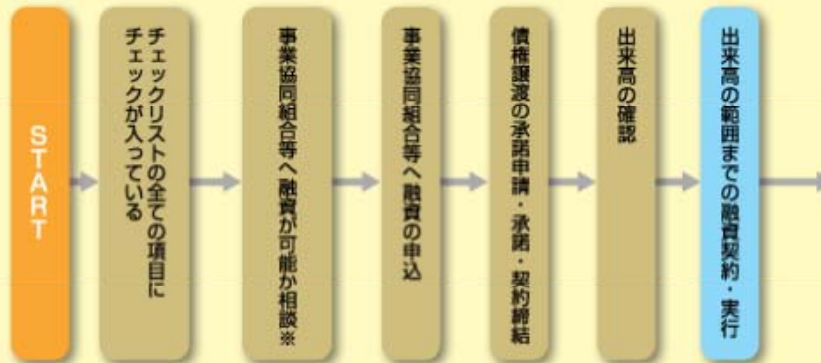
融資までの流れ

工事完成以後の流れ

この制度を利用したい方はまずチェック！

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	資本金20億円以下又は従業員数1,500人以下の中小・中堅建設企業である
<input type="checkbox"/>	対象となる工事が以下のいずれかである ・公共工事(国、地方公共団体等が発注する工事) ・病院、福祉施設、PFI等の公共性のある民間工事
<input type="checkbox"/>	対象となる工事の発注者が債権譲渡を承諾している
<input type="checkbox"/>	低入札価格調査の対象となっていない
<input type="checkbox"/>	対象となる工事の出来高が以下を満たしている ・公共工事の場合：2分の1以上 ・公共性のある民間工事の場合：前払がなされた金額以上

注：本制度を利用するためにはこれ以外の条件を満たす必要が生じる場合もあります。



※金融機関は、保証事業会社と業務委託契約を締結している金融機関となります。詳しくは、保証事業会社の各支店にお問い合わせください。

※「事業協同組合等」とは、事業協同組合等又は一定の民間事業者を指します。債権譲渡契約は、本制度に対応した様式であることが必要です。詳細は、事業協同組合等にお問い合わせください。

※転貸融資時の相談・申込も可能です。

地域建設業経営強化融資制度の具体的なイメージ（公共工事の場合）

